

 草津市公報

発行日 令和 7 年 1 月 1 5 日
(毎月1・15日発行)
発行番号 第 1 号
発行所 草 津 市 役 所
草津市草津三丁目13番30号
電話番号(代)077-563-1234

◇◇◇ 目 次 ◇◇◇

◎ 条 例

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（総務課、職員課、環境政策課、危機管理課）	3
草津市職員定数条例の一部を改正する条例（職員課）	8
草津市立自転車駐車場条例の一部を改正する条例（交通政策課）	9
草津市立南草津駅自転車自動車駐車場条例の一部を改正する条例（交通政策課）	10
草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（職員課）	11
草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（職員課）	12
草津市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（議会事務局）	28

◎ 規 則

草津市職員の給与に関する規則および草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する規則の一部を改正する規則（職員課）	29
草津市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則（職員課）	33

◎ 訓 令

草津市老人医療事務取扱細則を廃止する訓令（保険年金課）	38
草津市事務決裁規程の一部を改正する訓令（保険年金課）	39

◎ 告 示

草津市後期高齢者医療被保険者資格証明書適正交付審査会設置要綱の一部を改正する要綱（保険年金課）	40
草津市国民健康保険税特例対象被保険者等に係る特例の申告の手続等に関する要綱等の一部を改正する要綱（保険年金課）	41
公示送達について（介護保険課）	57
草津市出産・子育て応援給付金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱（子育て相談センター）	57
草津市不育症治療費助成交付要綱の一部を改正する要綱（子育て相談センター）	61
草津市がん患者のアピアランスケア支援事業助成金交付要綱の一部を改正する要綱（健康増進課）	63
草津市骨髄等移植ドナー助成金交付要綱の一部を改正する要綱（健康増進課）	67
草津市高額医療合算介護予防サービス費相当事業実施要綱の一部を改正する要綱（長寿いきがい課）	69
令和 6 年度草津市一般会計補正予算の要領について（総務課）	70
住民票の職権消除について（市民課）	70
令和 6 年度草津市児童育成クラブにおける性被害防止対策に係る設備等支援補助金交付要綱（子ども・若者政策課）	70
草津市地域子育て支援拠点における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金交付要綱（子育て相談センター）	73
公示送達について（税務課）	76

公示送達について（税務課）	77
草津市告示第 4 3 号の一部を改正する告示について（建築政策課）	77
公示送達について（税務課）	79
草津市地域型保育施設運営補助金交付要綱の一部を改正する要綱（幼児施設課）	80
草津市私立認可保育所等運営補助金交付要綱の一部を改正する要綱（幼児施設課）	85
草津市飼い犬のふん等の放置防止等に関する条例第 6 条第 1 項の規定に基づく飼い犬の立ち入り禁止区域について（生活安心課）	92
草津市児童育成クラブ I C T 化推進事業費補助金交付要綱（子ども・若者政策課）	92
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定について（障害福祉課）	94
令和 6 年度草津市一般会計補正予算等の要領について（総務課）	94
指定管理者の指定について（長寿いきがい課）	95
指定管理者の指定について（長寿いきがい課）	95
公示送達について（納税課）	95

◎ 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	99
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	100
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	100
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	100
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	101
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	101
条件付一般競争入札の施行について（契約検査課）	101
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	104
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	104
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	105
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	105
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	105
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	106
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	106
農用地利用集積等促進計画について（農林水産課）	106

◎ 議 会 規 則

草津市議会会議規則の一部を改正する規則（議会事務局）	107
----------------------------	-----

◎ 議 会 規 程

草津市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程（議会事務局）	107
--	-----

◎ 教育委員会告示

草津市教育委員会定例会の招集について（教育総務課）	110
---------------------------	-----

◎ 選挙管理委員会告示

5 0 分の 1、6 分の 1 および 3 分の 1 の数について	111
-----------------------------------	-----

◎ 監査委員告示

定期監査等の結果に関する報告の公表について	111
-----------------------	-----

◎ 農業委員会告示

草津市農業委員会総会の招集について	113
草津市農業委員会総会の招集について	114

◎ 水道事業管理規程

草津市指定下水道工事店規程の一部を改正する規程（上下水道総務課）	115
--	-----

◎ 上下水道事業告示

草津市指定下水道工事店の解除について（上下水道総務課）	116
草津市指定給水装置工事事業者の指定について（上下水道総務課）	116
草津市指定下水道工事店の指定について（上下水道総務課）	116

条 例

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和6年12月20日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第25号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(草津市情報公開条例等の一部を改正する条例の一部改正)
第1条 草津市情報公開条例等の一部を改正する条例(令和5年草津市条例第2号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第4条 《現行どおり》 付 則 第1条 《現行どおり》 (草津市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置) 第2条 《現行どおり》 2～3 《現行どおり》 4 第1項の規定によりなお従前によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> または50万円以下の罰金に処する。	第1条～第4条 《省略》 付 則 第1条 《省略》 (草津市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置) 第2条 《省略》 2～3 《省略》 4 第1項の規定によりなお従前によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>懲役</u> または50万円以下の罰金に処する。

(草津市情報公開・個人情報保護審議会設置条例の一部改正)
第2条 草津市情報公開・個人情報保護審議会設置条例(平成24年草津市条例第23号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第12条 《現行どおり》 (罰則) 第13条 第11条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> または50万円以下の罰金に処する。	第1条～第12条 《省略》 (罰則) 第13条 第11条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>懲役</u> または50万円以下の罰金に処する。

(草津市個人情報保護法施行条例の一部改正)
第3条 草津市個人情報保護法施行条例(令和5年草津市条例第1号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第6条 《現行どおり》 付 則 第1条～第2条 《現行どおり》	第1条～第6条 《省略》 付 則 第1条～第2条 《省略》

改正後	改正前
(経過措置) 第 3 条 《現行どおり》 2 ～ 4 《現行どおり》 5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第 2 条第 4 号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部もしくは一部を複製し、または加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2 年以下の<u>拘禁刑</u>または 1 0 0 万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 《現行どおり》 6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用したときは、1 年以下の<u>拘禁刑</u>または 5 0 万円以下の罰金に処する。 7 《現行どおり》 8 第 4 項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の<u>拘禁刑</u>または 5 0 万円以下の罰金に処する。 第 4 条 《現行どおり》	(経過措置) 第 3 条 《省略》 2 ～ 4 《省略》 5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第 2 条第 4 号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部もしくは一部を複製し、または加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2 年以下の<u>懲役</u>または 1 0 0 万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 《省略》 6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用したときは、1 年以下の<u>懲役</u>または 5 0 万円以下の罰金に処する。 7 《省略》 8 第 4 項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の<u>懲役</u>または 5 0 万円以下の罰金に処する。 第 4 条 《省略》

(草津市行政不服審査会設置条例の一部改正)

第 4 条 草津市行政不服審査会設置条例（平成 2 8 年草津市条例第 4 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 1 5 条 《現行どおり》 (罰則) 第 1 6 条 第 1 3 条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の<u>拘禁刑</u>または 5 0 万円以下の罰金に処する。	第 1 条～第 1 5 条 《省略》 (罰則) 第 1 6 条 第 1 3 条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の<u>懲役</u>または 5 0 万円以下の罰金に処する。

(草津市長等の退職手当に関する条例の一部改正)

第 5 条 草津市長等の退職手当に関する条例（昭和 6 0 年草津市条例第 1 8 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 5 条 《現行どおり》 (退職手当の支給制限) 第 6 条 《現行どおり》 (1)～(2) 《現行どおり》 (3) 拘禁刑以上の刑に処せられ失職したとき。 (4) 《現行どおり》 2 市長等が刑事事件に関し起訴された場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職手当は支給しない。ただし、拘禁刑以上の刑に処せられなかつたときは、この限りでない。 第 7 条 《現行どおり》	第 1 条～第 5 条 《省略》 (退職手当の支給制限) 第 6 条 《省略》 (1)～(2) 《省略》 (3) 禁固以上の刑に処せられ失職したとき。 (4) 《省略》 2 市長等が刑事事件に関し起訴された場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職手当は支給しない。ただし、禁固以上の刑に処せられなかつたときは、この限りでない。 第 7 条 《省略》

(草津市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 6 条 草津市職員の給与に関する条例（昭和 4 0 年草津市条例第 2 7 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 2 1 条 《現行どおり》 第 2 1 条の 2 《現行どおり》 (1)～(2) 《現行どおり》 (3) 基準日前 1 か月以内または基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前 2 号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの (4) 次条第 1 項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの 第 2 1 条の 3 《現行どおり》 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法（昭和 2 3 年法律第 1 3 1 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。第 3 項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 《現行どおり》 2 《現行どおり》 3 《現行どおり》 (1) 一時差し止処分を受けた者が当該一時差し止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかつた場合	第 1 条～第 2 1 条 《省略》 第 2 1 条の 2 《省略》 (1)～(2) 《省略》 (3) 基準日前 1 か月以内または基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前 2 号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの (4) 次条第 1 項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの 第 2 1 条の 3 《省略》 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法（昭和 2 3 年法律第 1 3 1 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。第 3 項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 《省略》 2 《省略》 3 《省略》 (1) 一時差し止処分を受けた者が当該一時差し止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合

改正後	改正前
(2)～(3) 《現行どおり》 4～6 《現行どおり》 第 2 2 条～第 2 4 条 《現行どおり》	(2)～(3) 《省略》 4～6 《省略》 第 2 2 条～第 2 4 条 《省略》

(草津市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 7 条 草津市職員の退職手当に関する条例（昭和 3 2 年草津市条例第 7 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 1 2 条 《現行どおり》 (退職手当の支払の差止め) 第 1 3 条 《現行どおり》 (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの に限り、刑事訴訟法（昭和 2 3 年法律第 1 3 1 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) 《現行どおり》 2～4 《現行どおり》 5 《現行どおり》 (1) 《現行どおり》 (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴または行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合および無罪の判決が確定した場合を除く。）または公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第 1 項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日または当該公訴を提起しない処分があつた日から 6 月を経過した場合 (3) 《現行どおり》 6～1 0 《現行どおり》 (退職後<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限) 第 1 4 条 《現行どおり》 (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。 (2)～(3) 《現行どおり》 2～6 《現行どおり》	第 1 条～第 1 2 条 《省略》 (退職手当の支払の差止め) 第 1 3 条 《省略》 (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの に限り、刑事訴訟法（昭和 2 3 年法律第 1 3 1 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) 《省略》 2～4 《省略》 5 《省略》 (1) 《省略》 (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴または行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合および無罪の判決が確定した場合を除く。）または公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第 1 項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日または当該公訴を提起しない処分があつた日から 6 月を経過した場合 (3) 《省略》 6～1 0 《省略》 (退職後<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限) 第 1 4 条 《省略》 (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。 (2)～(3) 《省略》 2～6 《省略》

改正後	改正前
(退職をした者の退職手当の返納) 第 1 5 条 《現行どおり》 (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。 (2)～(3) 《現行どおり》 2 ～ 6 《現行どおり》 第 1 6 条 《現行どおり》 (退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付) 第 1 7 条 《現行どおり》 2 ～ 3 《現行どおり》 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた後において第 1 5 条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る任命権者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部または一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5 ～ 8 《現行どおり》 第 1 8 条～第 2 0 条 《現行どおり》	(退職をした者の退職手当の返納) 第 1 5 条 《省略》 (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。 (2)～(3) 《省略》 2 ～ 6 《省略》 第 1 6 条 《省略》 (退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付) 第 1 7 条 《省略》 2 ～ 3 《省略》 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた後において第 1 5 条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る任命権者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部または一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5 ～ 8 《省略》 第 1 8 条～第 2 0 条 《省略》

(草津市の良好な環境保全条例の一部改正)

第 8 条 草津市の良好な環境保全条例（昭和 5 3 年草津市条例第 2 6 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 6 0 条 《現行どおり》 第 6 1 条 第 3 7 条(排出基準を遵守しないことによるものに限る。)または第 3 8 条の規定による命令に違反した者は、1 年以下の<u>拘禁刑</u>または 1 0 万円以下の罰金に処する。 第 6 2 条～第 6 6 条 《現行どおり》 別表第 1 ～別表第 2 《現行どおり》	第 1 条～第 6 0 条 《省略》 第 6 1 条 第 3 7 条(排出基準を遵守しないことによるものに限る。)または第 3 8 条の規定による命令に違反した者は、1 年以下の<u>懲役</u>または 1 0 万円以下の罰金に処する。 第 6 2 条～第 6 6 条 《省略》 別表第 1 ～別表第 2 《省略》

(草津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第 9 条 草津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 3 9 年草津市条例第 2 9 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 5 条の 2 《現行どおり》 (退職報償金支給の制限) 第 6 条 《現行どおり》 (1) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた者 (2)～(5) 《現行どおり》 第 7 条～第 9 条 《現行どおり》	第 1 条～第 5 条の 2 《省略》 (退職報償金支給の制限) 第 6 条 《省略》 (1) <u>禁こ</u> 以上の刑に処せられた者 (2)～(5) 《省略》 第 7 条～第 9 条 《省略》

付 則
(施行期日)
第 1 条 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。
(罰則の適用等に関する経過措置)
第 2 条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされまたは改正前もしくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号。）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号。以下この項において「旧刑法」という。）第 1 2 条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）または旧刑法第 1 3 条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役または禁錮はそれぞれその刑と長期および短期を同じくする有期拘禁刑とする。
(人の資格に関する経過措置)
第 3 条 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされまたは改正前もしくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

(令和 6 年 1 2 月 2 0 日揭示済み)

草津市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 1 2 月 2 0 日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第 2 6 号

草津市職員定数条例の一部を改正する条例
草津市職員定数条例（昭和 2 9 年草津市条例第 5 号）の一部を次の表のように改正する。
(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条 《現行どおり》 (職員の定数) 第 2 条 職員の定数は、併任者を除き、次のとおりとする。 (1) 議会の事務部局の職員 <u>8 人</u> (2) 市長の事務部局の職員 <u>6 5 1 人</u> (3) 公営企業の事務部局の職員 <u>5 5 人</u> (4) 教育委員会の事務部局および教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 <u>1 5 1 人</u> (5)～(8) 《現行どおり》 (9) 合計 <u>8 7 5 人</u> 2 社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）第 1 6 条の規定に基づく福祉事務所員の定数は、前項第 2 号に掲げる職員の定数のうち <u>6 5 人</u> とする。 第 3 条～第 4 条 《現行どおり》	第 1 条 《省略》 (職員の定数) 第 2 条 職員の定数は、併任者を除き、次のとおりとする。 (1) 議会の事務部局の職員 <u>7 人</u> (2) 市長の事務部局の職員 <u>5 9 2 人</u> (3) 公営企業の事務部局の職員 <u>5 0 人</u> (4) 教育委員会の事務部局および教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 <u>1 3 7 人</u> (5)～(8) 《省略》 (9) 合計 <u>7 9 6 人</u> 2 社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）第 1 6 条の規定に基づく福祉事務所員の定数は、前項第 2 号に掲げる職員の定数のうち <u>3 9 人</u> とする。 第 3 条～第 4 条 《省略》

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 6 年 1 2 月 2 0 日揭示済み)

草津市立自転車駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 1 2 月 2 0 日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第 2 7 号

草津市立自転車駐車場条例の一部を改正する条例

草津市立自転車駐車場条例（昭和 5 6 年草津市条例第 2 9 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 4 条 《現行どおり》 (使用料) 第 5 条 駐車場を使用しようとする者は、別表第 2 に定める使用料を前納しなければならない。 <u>ただし、草津市立草津駅西口自転車駐車場の一時駐車については、自転車を駐車場から出庫さ</u>	第 1 条～第 4 条 《省略》 (使用料) 第 5 条 駐車場を使用しようとする者は、別表第 2 に定める使用料を前納しなければならない。

改正後	改正前
<u>せる時に使用料を納付しなければならない。</u> 2 《現行どおり》 第 6 条～第 1 3 条 《現行どおり》 別表第 1 《現行どおり》 別表第 2（第 5 条第 1 項関係） （別添 1－1 のとおり）	2 《省略》 第 6 条～第 1 3 条 《省略》 別表第 1 《省略》 別表第 2（第 5 条第 1 項関係） （別添 1－2 のとおり）

- 付 則
- （施行期日）
- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- （準備行為）
- 2 改正後の草津市立自転車駐車場条例の草津市立草津駅西口自転車駐車場の使用に係る手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別添 1－1

別表第 2（第 5 条第 1 項関係）

駐車場使用料

区分	車両	定期使用料		一時駐車使用料 （1 日 1 回につき）	4 時間以内および 午後 6 時以降の一時 駐車使用料
		1 月につき	3 月につき		
草津市立草津駅西口自転車駐車場	1 階	自転車	2, 2 0 0 円	6, 2 0 0 円	1 2 0 円
	2 階		1, 9 0 0 円	5, 2 0 0 円	
	3 階		1, 6 0 0 円	4, 2 0 0 円	
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》

- 備考
- 1 《現行どおり》
- 2 草津市立草津駅西口自転車駐車場の一時駐車使用料の欄に定める額の 1 日とは、駐車した時間から起算して 2 4 時間を経過するまでの時間とし、草津市立草津駅西口第 2 自転車駐車場および草津市立草津駅東自転車駐車場の一時駐車使用料の欄に定める額の 1 日とは、午前 0 時から午後 1 2 時までを単位とする時間をいう。
- 3 《現行どおり》

別添 1－2

別表第 2（第 5 条第 1 項関係）

駐車場使用料

区分	車両	定期使用料		一時駐車使用料 （1 日 1 回につき）	4 時間以内および 午後 6 時以降の一時 駐車使用料
		1 月につき	3 月につき		
《改正後に新設》	《改正後に新設》	《改正後に新設》	《改正後に新設》	《改正後に新設》	《改正後に新設》
		《改正後に新設》	《改正後に新設》	《改正後に新設》	《改正後に新設》
		《改正後に新設》	《改正後に新設》	《改正後に新設》	《改正後に新設》
《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》

- 備考
- 1 《省略》
- 《改正後に新設》
- 2 《省略》

（令和 6 年 1 2 月 2 0 日揭示済み）

草津市立南草津駅自転車自動車駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 1 2 月 2 0 日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第28号

草津市立南草津駅自転車自動車駐車場条例の一部を改正する条例

草津市立南草津駅自転車自動車駐車場条例（平成13年草津市条例第21号）の一部を次の表のように改正する。
（下線部分は改正部分）

改正後	改正前										
第1条～第16条　《現行どおり》 別表（第6条第1項関係） 自転車駐車場 <table><tr><td>《現行どおり》</td><td>《現行どおり》</td><td>《現行どおり》</td></tr></table> 自動車駐車場 <table><tr><td>《現行どおり》</td><td>《現行どおり》</td></tr></table> 備考 1　《現行どおり》 <u>2</u> 自転車駐車場については、一時駐車料金の欄に定める額の1日とは、駐車した時間から起算して24時間を経過するまでの時間とする。 <u>3～4</u> 《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	第1条～第16条　《省略》 別表（第6条第1項関係） 自転車駐車場 <table><tr><td>《省略》</td><td>《省略》</td><td>《省略》</td></tr></table> 自動車駐車場 <table><tr><td>《省略》</td><td>《省略》</td></tr></table> 備考 1　《省略》 《改正後に新設》 <u>2～3</u> 《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》									
《現行どおり》	《現行どおり》										
《省略》	《省略》	《省略》									
《省略》	《省略》										

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(令和6年12月20日掲示済み)

草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月20日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第29号

草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例（昭和45年草津市条例第2号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第4条 《現行どおり》 （期末手当の額および支給方法） 第5条 《現行どおり》	第1条～第4条 《省略》 （期末手当の額および支給方法） 第5条 《省略》